

宇土市入札監視委員会 審議概要

| | | | |
|---------------------|-----|--|-------|
| 開催日 | | 平成17年2月22日(火) | |
| 場 所 | | 宇土市勤労青少年ホーム 1階 講習室 | |
| 出席者 | 委員会 | 村橋 久昭 委員 久森 庸助 委員 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 (欠席)伊藤 博士 委員 | |
| | 市 | 指名等審査会委員,事務局(財政課) | |
| 審議対象期間 | | 平成16年8月1日~平成17年1月21日 | |
| 抽出案件 | | 101 | (備考) |
| 一般競争入札 | | 0 | |
| 指名競争入札 | | 101 | |
| 1億円以上 | | (0) | |
| 5千万円以上1億円未満 | | (0) | |
| 1千万円以上5千万円未満 | | (30) | |
| 5百万円以上1千万円未満 | | (33) | |
| 3百万円以上5百万円未満 | | (21) | |
| 3百万円未満 | | (17) | |
| 随意契約 | | 0 | |
| その他 | | 0 | |
| 委員からの意見・質問,それに対する回答 | | 意見・質問 | 回 答 |
| | | 次のとおり | 次のとおり |
| 委員会による意見の具申の内容 | | 次のとおり | 次のとおり |

(開会)

1 委員長選任

第2期の委員長を 村橋 久昭 委員に選任。

2 委員長代行者

委員長より久森 庸助 を指名。

3 対象期間内の工事について

【事務局より対象期間内の工事全般についての説明】

- ・対象期間内の工事は101件。
- ・期間内の落札率の平均は96.45%で平成15年度の年間数値をほぼ同じ。
- ・ただし、市外業者のみで入札した8件の数値は87.6%であった。
- ・なお、期間内での指名停止措置は行っていない。

【質問・回答】

| 質問・意見 | 回答 |
|--|--|
| 落札率について、高い数値の工事、低い数値の工事があるが、例年、このようなことが起きるのか？ | 例年どおりであると思う。落札率の低い案件も例年あるのだが、今回の対象期間内は例年より多いようだ。 |
| 落札率が低い案件について、入札に参加した各業者が提示する金額は、予定価格と比較してどうなのか？(1社のみが低いのか？数社低いのか？) | 今回抽出いただいている対象工事の中に最も落札率が低かった入札が含まれている。 10社が参加し、落札率が61.76%というものであるが、低い金額を提示した業者は複数ある。 (予定価格と各社が提示した金額の割合が60%台は4社、70%台が1社) |
| 入札結果は市の広報誌にも掲載されていて、会議ではさらに詳しく資料を作成されているが、落札率について他市の状況は把握されているか？ | 以前、調査したことはあるが、どの自治体もそれほど変わらない数値ではないかと思う。 ただ、中には低落札率が続くことを危惧している自治体もあり、それぞれに色々な事情があるようである。 |
| 宇土市では予定価格は事前公表されているが、他の自治体ではどうか？ | ほとんどの自治体で事前公表されているのではないかと思う。 |
| 入札に関して業者からの要望といった | 特にはないが、以前苦情申立てがあった |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>ことはあるのか？</p> | <p>ことはある。</p> <p>その時は「どうして(この工事の)指名に入らなかったのか」ということであった。</p> <p>それで、指名基準、その工事の工種について文書で回答したところ、納得されたということがあった。</p> |
| <p>指名基準などは公表されているのか？</p> | <p>公表している。</p> |

4 抽出事案説明

【抽出理由について説明】

本来であれば、事案抽出委員の方に事案を抽出いただくが、委員の交代時期であったので、前委員長に抽出をお願いした。

事案の抽出に当たっては、契約金額、落札率、工種、それと昨年9月から行っている郵便入札といった観点から選定いただいた。

【事務局より抽出事案5件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

| | 件名 | 入札等方式 | 指名業者選定理由 | 落札率 (%) |
|---|----------------------|---|--|------------|
| | | 参加業者 | | |
| 1 | 新町配水管布設替工事 | 指名競争 | 指名審査方針による 水道施設工事であり有資格業者を指名 市内に本店、支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する | 97.92 |
| | | 市内7社 | | |
| | | <p>その他</p> <p>対象工事のなかで最も契約金額が高かった工事。</p> <p>工事内容から判断し、市内業者で施工可能と判断。対象となりうる市内業者は全12社。しかし、そのうち2社は準市内業者であるので結局対象は10社。同日の指名審査会で同種工事を他に2件審査しており、その10社はいずれかの工事で指名をしている。</p> <p>もちろん、重複して指名を受ける業者はいるが、工事場所、これまでの指名回数等を判断材料としている。</p> | | |
| 2 | 花園小学校バリアフリー化改修工事（建築） | 指名競争 | 指名審査方針による 建築工事であり有資格業者を指名 市内に本店、支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する | 98.33 |
| | | 市内9社 | | |

| | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|-------|
| | | <p>その他 郵便入札。 市内業者で施工可能と判断。市内業者 9 社を指名している。 市内には建築登録業者が 25 社いるが、別の中学校バリアフリー化工事も同日指名審査会で審議しており、その 2 件で計 17 社を選定しているが、その選定にあたっては実績等を考慮している。</p> | | |
| 3 | 平成 16 年度 汚水 437 号 下新開枝線管渠築造工事 | <p>指名競争 市外 10 社</p> | <p>指名審査方針による 一般土木工事であり有資格業者を指名 本工事と同種の工事实績を有する</p> | 61.76 |
| | | <p>その他 郵便入札。 推進工法。特殊工法で、市内業者では対応が難しく、市外から実績を考慮し、10 社を指名。</p> | | |
| 4 | 住吉地区暗渠排水設置工事 | <p>指名競争 市内 6 社</p> | <p>指名審査方針による 一般土木工事であり有資格業者を指名 市内に本店、支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する</p> | 99.54 |
| | | <p>その他 今回の対象工事の中で最も落札率が高かった工事。 市内業者で施工可能と判断。「網津地区」の「Cランク」該当工事。同地区の同ランク業者 2 社。隣接地区の C ランク業者 2 社。同地区の B ランク業者を 2 社加え、計 6 社を指名。 指名基準からすると、5 社程度となっているが、競争性の点から考え、できるだけ多くの業者を指名するようにしている。 最低価格提示者が 2 社いたので、その場で抽選を行い、落札者を決定。</p> | | |
| 5 | 北段原線バリアフリー化工事 (2 工区) | <p>指名競争 市内 8 社</p> | <p>指名審査方針による 一般土木工事であり有資格業者を指名 市内に本店、支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する</p> | 98.53 |
| | | <p>その他 郵便入札。 市内業者で施工可能と判断。「宇土地区」の「Aランク」該当工事。設計金額が 2,000 万円を超えており、指名基準により、A ランク業者のみを指名。</p> | | |

【質問・回答】

| 質問及び意見 | 回 答 |
|---|--|
| <p>各業者の手持工事はどのように指名に影響するのか？</p> <p>その3件ということは何か根拠があるのか？</p> <p>公共工事の発注が年々減少するなかで、各業者の入札参加の機会を増やすためにも、その件数を2件にすることは可能か？</p> <p>郵便入札については、何か不都合などはあるか？</p> <p>図面、設計書は有料化でもいいのではないか。</p> <p>電子入札については？</p> <p>業者の中にそれほど普及していない点もあるのでは？</p> <p>宇土市でも市外業者が参加する大きな工事に限定されるようなことになるのか？</p> | <p>指名基準の中に「市発注工事が3件に達した場合は新たな指名は行わない」という規定がある。</p> <p>これまで当市で慣例的に行われてきたことであり、特別な根拠があるわけではない。</p> <p>可能と考えます。検討します。</p> <p>事務処理の手間と時間が掛かる。あと郵送代などの費用が掛かるということはあるが、特に困ったということはない。</p> <p>費用については、来年度から有料化を考えている。</p> <p>現在、これから県内自治体に広がっていくであろうが、他の自治体に遅れないように導入する予定である。</p> <p>導入するにしても、最初はある程度の金額以上といった制限を付けることとなるだろう。</p> |

5 その他

談合情報について

【市からの報告】

- ・ 今回の期間内に談合情報が寄せられ、信憑性がある情報だったので対応した。
- ・ 開札を延期し、事情徴収を行った。しかし、談合しているといった確認は得られなかった。
- ・ よって、誓約書を取った上で開札を行った。
- ・ 結果は談合情報どおりであった。

【質問・回答】

| 質問・意見 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし。 | |

建築ランク付けについて

【市からの報告】

- ・発注工事が多い，許可を有している市内業者が多いなどの理由で，建築部門でもランク付けを行う。
- ・今年4月からの運用を予定。

【質問・回答】

| 質問・意見 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし。 | |

電子入札について

【市からの報告】

- ・熊本市が導入，県も続くようである。
- ・将来的には県内自治体が共同利用できるシステムで運用開始。
- ・宇土市でも導入に向けて動かなければならない。行政側はコスト面の問題だけで，運用に関しては，それほど問題無いのではないかと考えている。しかし，受注者側の受け入れをスムーズにするために，相応の期間を必要とするのではないかと考えている。

【質問・回答】

| 質問・意見 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし。 | |

6 次回会議の日程

平成17年9月30日（金）13：30～ 宇土市勤労青少年ホーム1階講習室

7 当番委員

岡崎 誠男 委員に決定。

（閉会）